

上富良野町公共施設照明ＬＥＤ化事業仕様書

令和 7 年 2 月

上富良野町総務課財政管理班

上富良野町公共施設照明ＬＥＤ化事業仕様書

1 事業名

上富良野町公共施設照明ＬＥＤ化事業

2 目的

本事業は、上富良野町（以下「町」という。）が所有する複数の既存施設において、リース手法を用いて一括して高効率照明であるＬＥＤ照明器具を導入することを目的とする。

3 事業期間（予定）

- (1) 設備導入工事期間 契約締結の日から令和８年３月３１日まで（令和７年度分）
令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで（令和８年度分）
- (2) リース期間 設備導入工事完了月の翌月１日から１０年間（１２０ヵ月間）

4 対象施設

対象施設は、別紙１「公共施設等ＬＥＤ化年度別改修一覧表」の施設とする。

5 リースで導入する設備等

導入する設備の仕様は以下のとおりとする。

(1) 照明設備

① 構造等

ア ＬＥＤ照明器具は日本工業規格 ＪＩＳ８１５９－１ を準拠し、日本照明工業会ガイドライン（高品質照明用ＬＥＤ光源における性能要求指針）及び日本電球工業会規格の推薦を基準とすること。

イ 更新するＬＥＤ照明器具については未使用のものとし、管球毎の更新を基本とし省電力化を前提とする配線のバイパス接続等の既存設備の加工作業を行い、ＬＥＤ照明に取り換えること。この場合安定器の撤去は求めないこととする。

なお、ＰＣＢを含む可能性がある安定器がある施設（昭和５２年以前に建築された施設（公民館、郷土館、東中会館）については全て確認のうえ、ＰＣＢが含有されている安定器が確認された場合は、安定器は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）」等関連法令に従い、撤去したうえで町に引き渡すものとする。引き渡し方法等の詳細については町と別途協議するものとする。

また、劣化したソケット及び配線（長期の使用に耐えられないもの）については交換し、落下等の危険がないよう安全に設置すること。

一部特殊な形状の既設器具が設置されている箇所の更新に限り器具交換を認め、管は使用し電源内蔵型及び既設安定器の不使用等の条件を満たす交換については、これを認める。ただし、天井材にアスベスト含有の可能性がある場合は別途打ち合わせとする。

ウ ＬＥＤの光源により、不快感（グレア、フリッカー等）を与えないものであること。

サージ電圧に対する保護回路を有しているか、または対策が施されていること。

② 性能等

ア 演色性、色温度、照射角度、全光束は既存照明器具と同等を基本とすること。

イ 定格寿命は、４０，０００時間以上のものとする（初期照度より７０％まで減衰で寿命とする。）

ウ 作動保証温度設定は使用環境に応じて既存照明器具と同等以上とすること。

③ その他

ア LED照明器具のLED素子その他に関する特許侵害について、現在係争中の製品でないこと。

イ 電源について分離型の場合は、電気用品安全法におけるPSEマークを取得していること。

ウ 導入施設内で照明器具の配線等の不具合が報告された箇所については、町と協議のうえ対応を図ること。

エ LED照明器具は生産物賠償責任保険（PL保険）に加入しているものとし、不具合の際に迅速に対応出来るようなものとする。

(2) 導入する施設の既存設備、図面等

町ホームページに掲載する図面等を参考とすること。また、必要に応じ現地等の確認をすること。

① 既存の照明設備図などに修正や加筆することにより、管球更新及び器具の交換した個所及びその内容を明示した図面等を作成する。

② 更新前後の照明器具の規格、数量等を明示した施設集計表を全施設及び施設ごとに作成する。

(3) 設備導入工事

① 設備導入工事には、既存設備の取り外し、撤去、廃棄処分、足場仮設等、配線等のバイパス接続等の既存設備の加工作業、更新する設備の取り付け調整作業の一切を含み、業務写真、廃棄処分に関する書類、品質を証明する書類を提出すること。

② 設備導入工事前後に照度測定を行うものとし、その測定結果を提出すること。なお、照度測定条件等については、町担当者と協議すること。

③ 設備導入工事は、電気工事業の建設業許可を受けている事業者で電気工事士等の有資格者が作業を行うこと。

④ その他設備導入工事の実施にあたり、本仕様書に記載されていない事項は以下の内容によるものとする。

【電気設備工事】

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書、建築工事監理指針（建築、電気設備工事編）（最新版）」、「公共建築改修工事標準仕様書、建築改修工事監理指針（建築、電気設備工事編）（最新版）」及び「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（最新版）」による。

6 リース期間等

(1) リース期間

導入された設備は、施設毎に導入工事完了した月の翌月1日から10年間の賃貸借とする。

(2) リース料金

導入に係る設備導入費用を基本として、維持管理経費を含む120回分割のリース契約を施設ごとに設定するものとする。

(3) リース期間中の器具の保証

導入するLED器具（管球等）の保証期間10年以上とすること。

(4) リース期間満了後の取り扱い

導入された設備は、リース期間満了後に無償で所有権が町に帰属することとする。

7 契約事業者の責務

活用する電気工事業者の使用については、契約事業者の責任において行い、活用する電気工事業者の責めに帰すべき事由については、全て契約事業者の責めに帰すべき事由とみなすものとする。

8 維持管理等

- (1) 上記リース期間において、適正な管理を行い、導入器具の故障や不具合が生じた場合、部品供給や代替照明器具は無償にて修理・交換の措置を講ずるものとする。ただし、管球以外の既存の器具（灯具、ソケット、スイッチ等）、使用時間並びに使用方法等上記以外の原因によって生じた不具合はこの限りではない。
- (2) 必要な場合には、迅速な対応が可能な体制であること。

9 完成図書の納入

5(2)①及び②で作成した図面と集計表を施設ごとに2部作製して町に納入すること。なお、納品方法については町と協議をするものとする。

10 その他

- (1) 設置場所ごとに適切な照度とする等、費用対効果の最も高い設備とすること。
- (2) 環境負荷の少ない設備を採用すること。
- (3) 今後の改修及び修繕等に配慮した計画とすること。
- (4) 各施設の改修について、工事開始の2週間以上前に工事工程表を提出し承認を得ること。
- (5) 契約手続きに要する経費については、全て受託者が負担すること。
- (6) 同様の自治体公共施設のLED化業務を過去に請け負った実績があること。
※同規模の工事を請け負った証明として契約書等の提出が出来ること。
- (7) 本事業の履行にあたり、施設担当職員と十分に協議し、施設利用者及び職員等の安全確保及び施設の運営に支障をきたさないように十分に配慮するとともに、施設の建物及び設備等を破損させた場合は、契約事業者の負担により原状回復するものとする。
- (8) 本事業の履行に必要な機材等は、原則として契約事業者が負担するものとし、町が所有する施設の機材等を使用する場合は、施設管理者等の了承を得るものとする。
- (9) 本事業の履行にあたり町が提供した全ての情報は第三者に開示又は漏洩しないこととし、そのために必要な処置を講ずるものとする。
- (10) 本事業は、本仕様書に沿って実施するものとし、記載なき事項又は内容に疑義が生じたときは、その都度協議し、これを処理するものとする。